

地方独立行政法人法の改正に伴う評価委員会の所掌事務等の変更について

1 市長に意見を述べる事項

内 容		根拠規定
①	業務方法書の作成・変更の認可に関する意見	廃止
②	中期目標の策定・変更に関する意見	第25条
③	中期計画の作成・変更の認可に関する意見	第78条
④	財務諸表の承認に関する意見	廃止
⑤	剰余金繰越の承認に関する意見	廃止
⑥	限度額を超える短期借入れ等の認可に関する意見	廃止
⑦	出資等に係る不要財産の納付の認可に関する意見	第42条の2
⑧	出資等に係る不要財産の譲渡による収入の不納付の認可に関する意見	廃止
⑨	条例で定める重要な財産の譲渡又は担保の認可に関する意見	第44条
⑩	中期目標期間に見込まれる業績の評価結果に基づく業務継続等の検討の実施に関する意見	第79条の2

2 評価委員会が評価する事項

内 容		根拠規定
⑪	各事業年度の業務実績	第78条の2
⑫	中期目標期間終了時に見込まれる業務実績	第78条の2 ※新設
⑬	中期目標期間の業務実績	第78条の2

3 その他の事項

内 容		根拠規定
⑭	役員報酬等の支給基準について、意見申出が可	第49条
⑮	法人へ評価結果の通知（業務運営の改善等の勧告が可）	第78条の2
⑯	法人への通知事項の市長への報告、公表	第78条の2